

三重県職員労働組合（報告）

1. 組合の概況

- 名称 三重県職員労働組合
- 設立 1949年12月
- 構成 三重県庁（知事部局、各種委員会、教育委員会の一部）で働く職員で構成
- 組合員数 約4,400名
- 組織率 約97%
- 連合体 三重県病院事業庁労働組合、三重県企業庁労働組合と連携し組織運営を行っている。
- 上部団体 自治労・連合
- その他 自治労傘下の都道府県職労で構成する県職共闘会議の東海地連選出の幹事県

2. 協約締結権付与に関する意見

賃金・労働条件の決定について、第三者機関任せから、自治体労使自らの責任による決定に変化すること。対等な労使関係の構築に寄与すると考えられること等。から協約締結権は付与すべきと考える。

協約締結権自体への懸念要素は無いが、整理すべき課題はある。（交渉不調時の調整、議会との関係、労使協議制の導入検討など）三重県ではお互いが自立した労使関係のもと、労働条件のみならず、業務上の問題点や財政、政策といった幅広い分野で労使が協議する仕組みとして2000年から「労使協働委員会」を設置し、対等・信頼の労使関係を築いてきている。

3. 労使交渉等の透明性の向上

●給与等に関する事項の公開方法

交渉の結果については、条例、規則等により定義づけられるものがほとんどであり、ホームページで公開されている。労使交渉の過程については公開していない。

●労使交渉に関する事項の公開について

労使自治の原則に基づいた自律的労使関係の構築が不可欠であり、交渉過程が公開されれば、無原則に第三者の介入を招いたり、組合側の自由な発言を規制しようとすることも考えられ、労使双方が疑心暗鬼となり、かえって円滑な交渉妥結が阻害される可能性が高く、交渉そのものの公開は避けるべきである。

●労使協働委員会

労使協働委員会については、原則公開としている。

以上